

品川区教育委員会会議記録

平成 24 年 第 12 回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成 24 年 7 月 10 日

開 会 午後 2 時 00 分

閉 会 午後 3 時 00 分

出席委員	委 員 長	市川 信之助
	委員長職務代理者	鈴木 敏夫
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	太田 元
	品川図書館長	中元 康子

議 事 運 営 お よ び 委 員 長 、 教 育 長 報 告 事 項 等	・ 署名委員に鈴木委員、波多野委員を指名。 ・ 日程第4 報告事項1「都費教職員の休職に関する報告について」、日程第4 報告事項2「幼稚園教育職員の任免について」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。
--	--

件名	日程第1 その他 教育委員会委員の任命について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 平成24年7月5日開催の区議会本会議において、区長より市川委員の再任の任命同意について区議会に提出され、同日可決された旨報告。
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 第30号議案 品川区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(学務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 第31号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(学務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 第32号議案 平成25年度品川区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
担当課説明等	(指導課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員E) - 新規に追加される社会の教科書は、特別支援学級の全ての児童・生徒にも適用されるものなのか。 - 生徒の発達段階に応じて教科書を使用できるとのことだが、その判断は学校が行うのか。 (委員B) - 新規に追加される教科書は、学校で一括購入して使用することとは異なるのか。生徒の発達段階等に応じて使用するという事か。 - 今回の社会と同じ出版社のシリーズで、国語や算数・数学については既に採択済みであるが、社会の教科書が今まで採択されなかったのはなぜか。 (委員D) - 今回の教科書と同じ出版社のシリーズで、国語や算数・数学は既に採択済みであるが、このシリーズの区内における使用状況はどうなっているか。 (委員A) - 新規に社会が追加とのことだが、教育委員会への申請時期は決まっていないのか。また、この時期の採択であると、教科書を導入する時期が遅いのではないのか。 (委員B) - この社会の教科書を既に学校で自費で購入し、使用している学校はあるのか。
事務局説明	(指導課長) - 新規に追加される社会の教科書は、特別支援学級に在籍している7年生に適用されるものであり、生徒の発達段階や状況に応じて使用することができる。 - 特別支援学級における教科書の使用についての生徒の発達段階や状況の判断は、学校長が行う。 (指導主事) - 実際に特別支援学級の生徒が学習を行う際、発達段階別のグループに分かれて学習することになる。グループの発達段階に応じた適切な教科書を使用したい場合には、採択された特別支援学級用の教科書の中から選択することができる。また、発達段階が若いグループは、より内容の易しい教科書を選択することもできる。 - 特別支援学級の一般図書の採択については、教科用図書選定委員会より申請があったものが審議にかけられる。今回の教科書は、今まで教科用図書選定委員会より申請がなかったため、採択されていなかった。 - 今回申請のあった同じ出版社の他教科書の平成24年度の使用状況については、特別支援学級に在籍している日野学園の7年生では3名中3名、伊藤学園では3名中3名、八潮学園では4名中3名が国語で今回の社会と同じシリーズの教科書を使用している。

	(指導課長) - 平成22年度、平成23年度は、教科用図書選定委員会より特別支援学級用の図書として新規申請がなかった。平成24年度は新規に申請があり、教科用図書選定委員会の決定が近日行われたため、今回、教育委員会にて議案として提出した。また、この教科書は平成25年度より使用するものであるため、今回、採択していただいた場合、来年度から使用することができる。 (指導主事) - 採択される前に各学校で教科書を購入し、それを使用して学習することや生徒に教えることは法律に反するものである。しかし、教員が研究用図書として自費で購入するケースはある。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第3 協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員A) - 今回、4つの事業が学識経験者へ意見を求める対象事業として挙げているが、教育委員会事務局として、特にどの事業の意見を学識経験者に求めたいと考えているか。 - 今回の4つの事業の名称は、事務事業名なのか。 - 候補として挙げている事業は、過去に学識経験者の意見を求めたことはあるのか。 - 学校ICT化については、学識経験者に意見を求める候補対象事業として2回目となるが、現状、何か課題があるのか。 (委員E) - ICT化の活用について、機器の整備ありきといった姿勢を廃し、ICT関係の環境整備の在り方を抜本から見直しを進めるべきと思うが、教育委員会事務局の考えはどうか。 - ICT化の活用について、重要性も十分理解できる。しかし、教育センター維持管理（教育相談含む）は、運営方法や教育相談、マネジメント機能等が外部からはどのように行っているか判断できないところがあり、目に見える形で有効活用できるようしてほしい。また、教職員研修については、先生達は一生懸命研修に取り組んでいるが、その多くが経験値やスキルが不足している新卒や異動対象者である。そのため、能率的に研修の効果が上がる方法等、上記、2つの事業について学識経験者に意見を求めたいと考えるが、教育委員会事務局としてはどうか。 (委員B) - 教育センター維持管理と教職員研修については、事業の内容が連動しているように思えるため、この2つの事業について学識経験者に意見を求めてはどうか。 (委員D) - 学校ICT化について、品川区はどういったものを取り入れているのか。 - 電子黒板を導入している学校において、教育効果についての意見を聞いたことはあるか。
事務局説明	(庶務課長) - 教育委員会事務局としては、教育センター維持管理（教育相談事業含む）と教材教具費（ICTの活用について）の2つの事業について、学識経験者より意見を求めたいと思っている。 - 事務事業評価は予算事業名を単位とするため、資料の4つの事業名称は予算書の事務事業名となる。 - 今回、候補となった事業は初めてのものが多い。なお、学校ICT化については、2回目の候補対象事業となる。 (学務課長) - 学校ICT化は、以前、学識経験者に意見を求めた時から比較して、時代とともにICT化が進展している背景がある。例えば、タブレット端末や電子黒板を使用した授業等、現在、改めて活用方法や効果について学識経験者の見解を求めたいと思っている。また、区議会においても

	電子黒板の活用を取り上げられていることもあり、実態を踏まえた意見を伺いたいと考えている。 ・ I C T化の活用における見直しについては、タブレット端末や電子黒板等、機器の整備をするだけ、また、使用方法を学ぶだけでそれを上手く活用できず宝の持ち腐れといったことにならないよう、指導方法や有効な活用方法、効果などを見直していく必要があるのではないかと教育委員会事務局は考えている。 (庶務課長) ・ 委員より、教育センター維持管理と教員研修について候補が挙がったので、学識経験者へ委員の意見をお伝えしたい。 (学務課長) ・ 学校 I C T化において、品川区は各学校にパソコンを整備しているが、学校によっては1～2台の電子黒板を導入しているところもある。 ・ 電子黒板を導入している学校においての教育効果は様々である。もちろん、導入することで指導方法や教育効率は向上する場合もあるが、電子黒板を使える教員が異動等でいなくなると使われなくなってしまうこともある。なお、電子黒板は、特別支援学級で効果を上げていると聞いている。
委員意見要旨	(委員 A) ・ I C T化の活用において、指導方法や有効な活用について十分見極めて整備を進める重要性は理解できる。しかし、今後、I C T化の流れが加速することが予測されることから、時代に乗り遅れないよう考えていくことが大事になる。
議事結果	了承

件名	日程第4 報告事項1 都費教職員の休職に関する報告について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第4 報告事項2 幼稚園教育職員の任免について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第5 その他 平成24年8月、9月の行事予定について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明 ・ 8月の委員会開催について、8月は休会することとしたい。なお、緊急の案件がある場合は、臨時会を開催したい。 ・ 9月の委員会開催について、25日の定例会は、文教委員会と重複するため、午後4時開始としたい。
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	8月の教育委員会は、休会とする。 9月の教育委員会は、9月11日午後2時、9月25日午後4時の開催とする。

件名	追加議事日程1 委員長選挙について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第7条に基づく指名推薦の方法により、市川委員を委員長とする。 委員長の任期は、8月1日から1年間とする。

件名	追加議事日程2 委員長職務代理者について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長の選挙に関する第7条の規定を準用する。 品川区教育委員会会議規則第7条に基づく指名推薦の方法により、鈴木委員を委員長職務代理者とする。

件名	追加議事日程3 委員の議席について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	1番席は市川委員、2番席は鈴木委員、3番席は安尾委員、4番席は波多野委員、5番席は若月教育長とする。